

第 31 回 行 田 市 農 業 委 員 会 議 事 録

開 催 年 月 日	令 和 4 年 12 月 26 日							
開 催 場 所	行 田 市 役 所 305A 会 議 室							
開 議 時 刻	9 時 00 分							
閉 議 時 刻	9 時 38 分							
会 長	大関守宏		会長代理		島田勇・藤間光治			
農 業 委 員 出 席 状 況	議席 番号	氏 名	摘 要		議席 番号	氏 名	摘 要	
	1	國 島 健 一	出 席 欠 ○ 席		9	町 田 実	出 ○ 席 欠 席	
	2	島 田 勇	出 ○ 席 欠 席		10	藤 間 光 治	出 ○ 席 欠 席	
	3	大 関 守 宏	出 ○ 席 欠 席		11	中 村 賢 一	出 ○ 席 欠 席	
	4	伊 東 普 丈	出 ○ 席 欠 席		12	新 井 健 一	出 ○ 席 欠 席	
	5	寺 田 浩 市	出 ○ 席 欠 席		13	太 田 浩	出 ○ 席 欠 席	
	6	長 谷 部 明	出 ○ 席 欠 席					
	7	石 井 幸 壽	出 ○ 席 欠 席					
8	宮 崎 薫	出 ○ 席 欠 席						

農地利用最適化推進委員出席状況	地区番号	氏名	摘要	地区番号	氏名	摘要
	①			⑪		
	②	西村浩一	出○席 欠席	⑫	門倉浩一	出○席 欠席
	③	福嶋正一	出○席 欠席	⑬		
	④	浜山陽子	出○席 欠席	⑭		
	⑤	吉田隆	出席 欠○席	⑮	梶田佳克	出席 欠○席
	⑥			⑯	茂木忠	出席 欠○席
	⑦			⑰		
	⑧	永沼勝美	出○席 欠席	⑱	伊藤政一	出○席 欠席
	⑨			⑲		
	⑩	高沢宗春	出○席 欠席	⑳	松崎誠	出○席 欠席
関係者				書記	局長	前島伸行
					次長	広田敦史
					主任	赤城太郎

<p>1 開会 2 会長あいさつ 3 議長選出</p> <p>4 議事録署名人の選出 5 議事 「議案第1号」 農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について</p>	<p>事務局長 会長</p> <p>議長</p> <p>事務局次長</p>	<p>開会宣告（9：00）</p> <p>あいさつ</p> <p>農業委員会会議規則の規定により議長は会長が務める旨報告。 （会長が議長となり、以後の議事を進行）</p> <p>議事録署名人の選出についてですが、島田委員、伊東委員のご両名にお願いいたします。 それでは、これより議事に入ります。</p> <p>はじめに『議案第1号』農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をいたさせます。 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。 議案書の1ページをお願いいたします。議案第1号は、4件となっております。</p> <p>進行番号1でございますが、齋条〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇さんが、齋条〇〇〇番地 〇〇 〇〇さんが所有する斉條字両半〇〇〇番〇、地目：畑、14㎡について、経営の拡大を図るため、贈与により所有権の移転を行おうとするものでございます。</p> <p>場所につきましては、位置図の1ページをご覧ください。星川の北に位置する齋条地内のご覧の農地でございます。</p> <p>なお、本件は譲受人の経営耕地面積が許可要件の50アール以上になりませんが、農地法施行令に「隣接する農地と一体として利用しなければ、利用することが困難と認められる農地」であれば、例外的に許可が認められる基準があります。本件申請地は、その位置、面積、形状等からみて隣接する農地と一体として利用するしかない農地であり、また、譲受人は隣接地を耕作していることから、この例外規定にあてはまるものでございます。</p> <p>次に進行番号2でございますが、埼玉〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇さんが、さいたま市中央区本町西〇丁目〇番〇〇-〇〇〇号 〇〇 〇〇さんが所有する利田字芝附通〇番〇、地目：田、924㎡ 外11筆、計7,798㎡について、経営の拡大を図るため、代物弁済により所有権の移転を行おうとするものでございます。</p> <p>場所につきましては、位置図の2ページをご覧ください。県道行田蓮田線の西に位置する利田及び埼玉地内のご覧の農地でございます。</p> <p>次に進行番号3でございますが、荒木〇〇〇〇番地〇 株式会社〇〇〇〇〇〇 代表取締役〇〇 〇さんが、〇〇〇〇〇〇〇が所有する荒木字郷地裏〇〇〇〇番、地目：畑、931㎡ 外1筆、計3,597㎡について、経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。</p>
--	---	---

<p>「議案第2号」 農地法第4条第1項の規定による許可申請書に対する審議について</p>	<p>議長 宮崎委員 事務局次長 議長 議長 議長 事務局次長</p>	<p>場所につきましては、位置図の3ページをご覧ください。埼玉用水路の南に位置する荒木地内の農振農用地でございます。</p> <p>次に進行番号4でございますが、野〇〇〇番地〇〇〇〇さんが、〇〇〇〇〇〇〇が所有する野字中島〇〇番、地目：畑、1,000㎡外7筆、計6,374㎡について、経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。</p> <p>場所につきましては、位置図の4ページをご覧ください。県道行田蓮田線の北に位置する野地内の農振農用地でございます。</p> <p>以上、議案第1号について、事務局で農地法第3条の許可基準を審査すると共に、現地の耕作状況等を調査しましたところ、いずれも許可相当と思慮されることからご提案するものでございます。</p> <p>以上、説明とさせていただきます。</p> <p>事務局から議案第1号についての説明がございました。何かご意見、ご質問等がありましたら、お願いいたします。</p> <p>進行番号2番の代物弁済とはどういうものなのか説明してください。</p> <p>代物弁済とは、当事者の合意によって、債務者が負担している給付に代えて、他の給付をすることによりその債務を消滅させることを言います。簡単に言いますと、お金を借りている人が、金銭での返済の代わりに土地とか物で代わりに返すというものになります。</p> <p>他にございますか。</p> <p>(なし)</p> <p>ご意見、ご質問等がないようですので、議案第1号につきましては、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手全員と認めます。よって議案第1号は承認することといたします。</p> <p>次に、『議案第2号』農地法第4条第1項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をいたさせます。</p> <p>議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。議案書の2ページをお願いいたします。議案第2号は1件となっております。</p> <p>進行番号1でございますが、北河原〇〇〇番地〇〇〇〇さんが、自己所有の北河原字熊野〇〇〇番〇、地目：畑、270㎡外3筆、計491.58㎡について、住宅1棟、106.28㎡を建築するための敷地</p>
---	--	---

<p>『議案第3号』 農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について</p>	<p>長谷部委員 議長 議長 議長 事務局次長</p>	<p>にしたいとして申請があったものでございます。</p> <p>申請人は、現在実家で家族と生活しておりますが、何かと手狭に感じるようになり、将来の事を考えて独立する決心をいたしました。場所につきましては、申請人は他に建築可能な土地を所有しておらず、また、実家のすぐ近くであることから母親の介護もできるため、当該申請地で住宅の建築を計画し、申請に至ったものでございます。申請地は、集落に接する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の5ページをご覧ください。福川の南に位置する北河原地内の集落に接する農地でございます。</p> <p>なお、本件申請地につきましては、今年6月に当委員会において農振の除外の審議を頂いた案件でございます。</p> <p>以上で議案第2号の説明を終わりますが、去る12月20日、現地調査をしていただいておりますので、長谷部委員にご報告をお願いいたします。</p> <p>去る12月20日、私と石井委員並びに事務局職員2名において、現地調査を実施いたしました。事務局から申請地の概要説明を受けた後、申請地すべてにおいて現地確認を行ったところ、申請書どおりであり、許可相当であると思慮されますことをご報告申し上げます。委員各位におかれましては慎重審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>事務局から議案第2号についての説明及び長谷部委員から現地調査の報告がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>ご意見、ご質問がないようですので、議案第2号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手全員と認めます。よって議案第2号は承認することといたします。</p> <p>次に、『議案第3号』農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をいたさせます。</p> <p>議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。議案書の2ページをお願いいたします。議案第3号は、13件となっております。</p> <p>進行番号1でございますが、荒木〇〇番地〇〇〇〇さんが、同居の父である〇〇〇〇さんが所有する荒木字六本木〇〇番〇、地目：畑、400㎡について、使用貸借により住宅1棟、57.96㎡を建築</p>
---	---	--

するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、現在、市内の実家で家族と共に生活しておりますが、実家に間借りし続けるのに限界を感じ、将来のために独立しようと住宅の建築を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落に接する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の6ページをご覧ください。星川の北に位置する荒木地内の集落に接する農地でございます。

なお、本件申請地につきましては、昨年6月に当委員会において農振の除外の審議を頂いた案件でございます。

次に進行番号2でございますが、埼玉〇〇〇番地 〇〇 〇〇さんが、同居の義理の父である〇〇 〇〇さんが所有する埼玉字曾根通〇〇〇番〇、地目：畑、438㎡ 外1筆、計483㎡について、使用貸借により住宅1棟、104.10㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、現在、市内の妻方の実家で家族と共に生活しておりますが、子供の成長に伴い何かと手狭で非常に不便を感じるようになってきたことから住宅の建築を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落に接する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の7ページをご覧ください。さきたま古墳公園將軍山古墳の東に位置する埼玉地内の集落に接する農地でございます。

次に進行番号3でございますが、鴻巣市箕田〇〇〇〇番地〇-〇〇〇号 〇〇 〇〇さんが、義理の父である皿尾〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇さんが所有する皿尾字外張〇〇〇番、地目：田、176㎡ 外1筆、計219㎡について、使用貸借により住宅1棟、97.47㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、現在、鴻巣市内の借家で家族と共に生活しておりますが、将来の事を考え住宅の建築を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落に接する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の8ページをご覧ください。忍川の北に位置する皿尾地内の集落に接する農地でございます。

なお、白抜きになっている部分の地目は宅地であり、申請地と合計すると面積は300.05㎡になる予定でございます。

次に進行番号4でございますが、下忍〇〇〇〇番地〇〇 〇〇 〇さんが、齋条〇〇〇番地 〇〇 〇さんが所有する齋条字両半〇〇〇番、地目：田、485㎡について、売買により住宅及び車庫、2棟計103.44㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、現在、市内の借家で両親や家族と共に生活しておりますが、独立した住居を構えたいと考え、市内で土地を探していたところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落に接する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の9ページをご覧ください。星川の東に位置する齋条地内の集落に接する農地でございます。

次に進行番号5でございますが、加須市琴寄〇〇〇番地〇-〇〇〇号 〇〇 〇〇さんが、荒木〇〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇さんが所有する荒木字宿ノ内〇〇〇〇番〇〇、地目：畑、1.67㎡ 外1筆、計52.67㎡について、売買により住宅1棟、63.76㎡を建築するための敷地の進入路にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、現在、加須市内の借家で家族と共に生活しておりますが、将来のことを考えて住宅の建築を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の10ページをご覧ください。県道佐野行田線の東に位置する荒木地内の集落内農地でございます。

なお、白抜きになっている部分の地目は宅地であり、申請地と合計すると面積は397.94㎡になる予定でございます。

次に進行番号6でございますが、持田〇丁目〇番〇〇号 株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇さんが、城西〇丁目〇番〇〇号 〇〇 〇〇さんが所有する持田字越後島〇〇〇番〇、地目：田、480㎡ 外1筆、計492㎡について、売買により分譲住宅1棟、59.62㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、本市を中心に住宅建築業務を行っておりますが、お客様の要望により持田地内で土地を探していたところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の11ページをご覧ください。国道17号バイパスの南に位置する持田地内の集落内農地でございます。

次に進行番号7でございますが、埼玉〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇さんが、埼玉〇〇〇〇番地〇 〇〇 〇さ

んが所有する埼玉字上埼玉通〇〇〇番〇、地目：畑、763㎡について、売買により店舗1棟、66.25㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、現在、市内の賃貸物件でホルモン焼き店を運営しておりますが、昨今のコロナ渦の影響もあり客足は減少するばかりであり、また、将来の事を考えた時に自分のお店を持ちたいと思い始めたことから条件に合う土地を探しておりました。その中で本件申請地について承諾が得られたことから、焼きそばやフライを出すお店であれば、さきたま古墳公園の観光客などの集客が見込めると考え、今回の申請に至ったものでございます。申請地は、集落に接する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の12ページをご覧ください。さきたま古墳公園將軍山古墳の南に位置する埼玉地内の集落に接する農地でございます。

次に進行番号8でございますが、真名板〇〇〇番地〇 〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇さんが、さいたま市西区西大宮〇丁目〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん外1名が所有する真名板字岡野〇〇番、地目：田、1,272㎡について、売買により駐車場敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は真名板地内に本社を置き、運送業を営んでおりますが、近年は近隣に倉庫用地を取得するなど業務を拡張しており、仕事の受注量も増加しておりました。このため、倉庫がある敷地の駐車場部分に新しく倉庫を増設する計画を立てましたが、現在の社員やパート社員の駐車場が無くなってしまいうことから近隣で土地を探したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落に接する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の13ページをご覧ください。県道鴻巣羽生線の東に位置する真名板地内の集落に接する農地でございます。

なお、本件申請地につきましては、今年6月に当委員会において農振の除外の審議を頂いた案件でございます。

次の進行番号9から13につきましては、大阪府中央区道修町〇丁目〇番〇号 株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇 〇 代表取締役 〇〇 〇〇さんが、太陽光発電施設敷地にしたいとして申請があったものでございます。

進行番号9は、東京都世田谷区太子堂〇丁目〇〇番地〇号ー〇〇〇号 橋本 礼子さんが所有する長野字白山〇〇〇〇番、地目：畑、1,133㎡ 外1筆、計2,104㎡について、進行番号10は、熊谷市上根〇〇〇番地 〇〇 〇〇〇さんが所有する下中条字砂畑〇〇〇番〇、地目：畑、540㎡ 外3筆、計1,500㎡について、進行番号11は、和田〇〇〇番地 〇〇〇 〇さんが所有する和田字北屋敷〇〇〇番〇、地目：畑、741㎡について、進行番号12は、谷郷〇丁目〇〇番〇〇号 〇〇 〇〇さん外1名がそれぞれ所有する長野字八ツ島〇〇〇番〇、地目：畑、502㎡ 外1筆、計1,004㎡について、進行番号13は、

		<p>野〇〇〇〇番地 〇〇 〇さんが所有する野字谷端〇〇〇〇番〇、地目：畑、552㎡ 外4筆、計2,928㎡について、それぞれ売買により太陽光発電施設敷地にしたいとして申請があったものでございます。</p> <p>申請人は、大阪府に本社を置き、太陽光発電事業を全国的に展開しておりますが、新たな事業用地を探していたところ、本件申請地について承諾が得られたことから、申請に至ったものでございます。</p> <p>進行番号9の事業計画は、太陽光パネルを計336枚設置し、発電容量は低圧の49.5kwを2ヶ所接続、年間発電量が19万5,776kwh、進行番号10の事業計画は、太陽光パネルを計168枚設置し、発電容量は低圧の49.5kw、年間発電量が10万4,330kwh、進行番号11の事業計画は、太陽光パネルを計168枚設置し、発電容量は低圧の49.5kw、年間発電量が9万9,070kwh、進行番号12の事業計画は、太陽光パネルを計168枚設置し、発電容量は低圧の49.5kw、年間発電量が10万4,237kwh、進行番号13の事業計画は、太陽光パネルを計504枚設置し、発電容量は低圧の49.5kwを3ヶ所接続、年間発電量が29万3,105kwh、であり、それぞれ設備の周囲を高さ1.2mのフェンスで囲い、感電事故などの被害防止対策を講じるものでございます。</p> <p>事業計画を精査したところ、いずれも実現可能性があり、また、申請地は集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の14ページから18ページになります。</p> <p>14ページが進行番号9で、さきたま古墳公園稲荷山古墳の北に位置する長野地内の集落内農地でございます。</p> <p>15ページが進行番号10で、県道羽生妻沼線の南に位置する下中条地内の集落内農地でございます。</p> <p>16ページが進行番号11で、県道熊谷羽生線の北に位置する和田地内の集落内農地でございます。</p> <p>17ページが進行番号12で、酒巻導水路の西に位置する長野地内の集落内農地でございます。</p> <p>18ページが進行番号13で、国道17号バイパスの北に位置する野地内の集落内農地でございます。</p> <p>以上で議案第3号の説明を終わりますが、去る12月20日、現地調査をしていただいておりますので、石井委員にご報告をお願いいたします。</p> <p>去る12月20日、私と長谷部委員並びに事務局職員2名において、現地調査を実施いたしました。事務局から申請地の概要説明を受けた後、申請地すべてにおいて現地確認を行ったところ、申請書どおりであり、許可相当であると思慮されますことをご報告申し上げます。委員各位におかれましては慎重審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>事務局から議案第3号についての説明及び石井委員から現地調査の報告がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p>
--	--	---

石井委員

議長

報告事項	藤間委員	<p>進行番号 8 番の事業者ですが、既存駐車場の一部が〇〇〇という会社の車両ばかりで〇〇〇〇の車両が 1 台もありません。許可の後に何年位経てば当初の目的外利用をしてよいのか、ずっと利用しなければいけないとは言えないと思いますが、その辺はどのように考えればよいのですか。</p>
	事務局次長	<p>その件につきましては代理人に確認するよう依頼しているところです。あの場所はトラック置場、今回の申請は倉庫建築により減少する従業員等の車両置場であり利用方法が同じとは言えませんが、あの場所も現在はまだ大和輸送の駐車場として利用されていなければおかしいのではということで確認を依頼しております。その回答にもよりますが、基本的にはどうかしてくれということになると思います。</p> <p>それと、藤間委員さんから地元からの要望ということで除外の申し出のときに話が出ました農道部分の後退については、本来後退義務はありませんが、中心から 2 m のラインに後退して擁壁を設置してもらえることになりましたのでご報告いたします。</p>
	議長	<p>他にございますか。</p>
	宮崎委員	<p>太陽光発電施設ですが、なぜこんなに建設できるのか不思議に思っております。どんな情報網があるのか、ネットに売買の情報が載るのか、どのように情報を入手しているのか分ければ教えてください。</p>
	事務局次長	<p>恐らくですが、当初は農地ナビなどを見てあたっていたのではと思います。市にも何年か前から相談票の提出があり、それにより立地の見込みについて回答しています。その後、見込みありの場所については所有者に交渉しているものと思われます。</p>
	島田委員	<p>私のところにも直接こういった会社からアンケートのようなダイレクトメールが直接来ます。</p>
	事務局次長	<p>市で回答しているものもありますが、業者によってはある程度見込みがありそうな場所とかはわかりますので直接当たっていることもあると思います。</p>
	議長	<p>他にございますか。</p> <p>(なし)</p>
	議長	<p>他にないようですので議案第 3 号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p> <p>(全員挙手)</p>
	議長	<p>挙手全員と認めます。よって議案第 3 号は承認することといたします。</p> <p>次に報告事項でございます。専決事項に関する報告になりますが、事務局から説明をいたさせますので、お聞き取りいただきますようお願いいたします。</p>
主任	<p>議案書 4 ページをご覧ください。</p> <p>(1) 及び (2) につきましては、市街化区域内における転用でございます。</p> <p>市街化区域内における転用行為は届出の手續きとなっております。</p>	

と
認
め
た
事
項
と
そ
の
他
特
に
重
要

この議事録に記載してある顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

議 長

.....

署 名 委 員

.....

署 名 委 員

.....